



平成 25 年 6 月 19 日

各 位

会 社 名 明治機械株式会社
代表者名 代表取締役社長 河野 猛
(コード番号 6 3 3 4 東証第 2 部)
問合せ先 総務部長 高工 弘
(TEL. 03-5295-3511)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 25 年 3 月 14 日付適時開示「訂正有価証券報告書等の提出及び過年度決算短信等の一部訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で訂正報告書及び訂正届出書、訂正内部統制報告書を関東財務局に提出いたしました。

本日、下記の有価証券報告書等の訂正に関して、また、平成 21 年 3 月期の有価証券報告書及び平成 22 年 3 月期第 1 四半期報告書を組込書類とする有価証券届出書に基づき、平成 21 年 9 月 18 日に新株予約権付社債を発行したことに關して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 8,271 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

訂正半期報告書	第 133 期中間	(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)
訂正有価証券報告書	第 133 期	(自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)
訂正四半期報告書	第 134 期第 1 四半期	(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 6 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 134 期第 2 四半期	(自 平成 20 年 7 月 1 日 至 平成 20 年 9 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 134 期第 3 四半期	(自 平成 20 年 10 月 1 日 至 平成 20 年 12 月 31 日)
訂正有価証券報告書	第 134 期	(自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日)
訂正四半期報告書	第 135 期第 1 四半期	(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 6 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 135 期第 2 四半期	(自 平成 21 年 7 月 1 日 至 平成 21 年 9 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 135 期第 3 四半期	(自 平成 21 年 10 月 1 日 至 平成 21 年 12 月 31 日)
訂正有価証券報告書	第 135 期	(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
訂正四半期報告書	第 136 期第 1 四半期	(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 6 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 136 期第 2 四半期	(自 平成 22 年 7 月 1 日 至 平成 22 年 9 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 136 期第 3 四半期	(自 平成 22 年 10 月 1 日 至 平成 22 年 12 月 31 日)
訂正有価証券報告書	第 136 期	(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
訂正四半期報告書	第 137 期第 1 四半期	(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 6 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 137 期第 2 四半期	(自 平成 23 年 7 月 1 日 至 平成 23 年 9 月 30 日)

訂正四半期報告書	第 137 期第 3 四半期	(自 平成 23 年 10 月 1 日 至 平成 23 年 12 月 31 日)
訂正有価証券報告書	第 137 期	(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
訂正四半期報告書	第 138 期第 1 四半期	(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 6 月 30 日)
訂正四半期報告書	第 138 期第 2 四半期	(自 平成 24 年 7 月 1 日 至 平成 24 年 9 月 30 日)
有価証券届出書の訂正届出書 (組込方式)		平成21年9月18日提出

当社は、この度、証券取引等監視委員会から上記の勧告をされたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、平成26年3月期業績への影響を含め、改めて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

当社におきましては、すでに、企業風土の改善、コーポレート・ガバナンスの改善、コンプライアンス意識の改善など統制環境の不備に対する改善、組織体制に関する改善、監査室の人員増員等監視活動の改善に取り組んでおりますが、今後とも、改善策を確実にかつ継続して実行し、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

(ご参考)

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

<http://www.fsa.go.jp/sssc/>

以 上